

## 安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和5年6月22日（木） 開会 午後4時00分 閉会 午後4時40分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 27名
欠席委員	黒田 清吾推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、曾我主査、青山
議事録署名者	8 杉浦 和彦委員 11 横山 淳子委員

## 会議の記録

午後4時00分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は8 杉浦 和彦委員 11 横山 淳子委員

また、欠席者は6 黒田 清吾推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

### □ 日程第1 第29号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第1 第29号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号23から25及び設2の計4件です。

申請内容は、売買が3件、使用貸借権の設定が1件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが3件、農業経営規模の拡大を図るため  
が1件です。

譲渡人の理由は、耕地遠隔等耕作不便のためが1件、相手方の要望によるため  
が2件、生活資金充当のためが1件です。耕作従事要件や周辺地域との調和要件  
など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各  
号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田2, 848㎡、畑6, 006㎡の計8, 854㎡  
です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### □ 日程第2 第30号議案 農地法第4条の規定による申請について及び日 程第3 第31号議案 農地法第5条の規定による申請について

上記の議題について曾我主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第2 第30号議案 農地法第4条の規定による申請について  
ご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号8番の1件です。

転用目的は駐車場で、申請面積は、畑819㎡です。

続きまして、日程第3第31号議案 農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号51番から67番の17件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が10件、駐車場が3件、中古車展示場が1件、自己用住宅が1件、敷地の拡張が1件、粘土採掘場が1件です。

面積につきましては、田6,937㎡、畑3,396㎡、合計10,333㎡です。

このうち農地法第5条による申請、受付番号53番及び54番につきまして、別冊の資料でご説明します。右肩に【日程第3第31号議案資料】と書かれた資料をご覧ください。

本案件は、受人が、渡人の所有する田を転用し、駐車場を建設するものです。受人は現在一般貨物自動車運送業務や特別積み合わせ貨物運送業等を行っています。既存取引先より新規取引の申出を受けましたが、既存倉庫が飽和状態であり、現状のままでは新規取引に対応することができないため、新たに倉庫を設ける計画を立てました。新倉庫建築の設置場所の条件は、本社及び本社周辺に保存倉庫が密集していますので、本社に近い方が作業効率も良いと考え、本社南側の現在駐車場として確保しているスペースに倉庫を設けることが最適であると、新倉庫建設計画を進めているとのことです。

そうすると、既存駐車場が使用できなくなるため、今回倉庫を設けるのに併せて駐車場も新たに設ける計画とし、既存駐車場の東側に農地があり、新倉庫と一体で利用することが最も作業効率がよいと考え、本申請を検討するに至りました。

資料2ページが位置図となっております。資料の概ね中心にある黒塗り部分が申請地となっております。北側にある1ブロックは既存の物流施設で、同じブロックにあるPは全て現在の駐車場となります。黒塗り部分の西側にある駐車場の部分に物流倉庫を建築するため駐車場を東側に移す計画となります。続いて3ページが申請地の隣接地目分かる資料となっております。

本申請地の立地基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、第3種農地に該当します。

次に、資料4ページが土地利用計画となっております。排水に関しては雨水排水のみであり、万が一トラックより油が漏れた時のことを考慮して、敷地内には油水分離層を設け、適切に処理した後に敷地内の貯留施設にて集水し、西側の排水路へ放流する計画となっております。土砂の流出は敷地境界にコンクリートブロックを設置することで防止する計画となっております。

また、資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む4条・5条申請合わせて18件、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周辺農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上支障がないことを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件については、説明案件の他は、受付番号66番及び67番で、それぞれ5ページ及び6ページにて位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、6月13日(火)に、都築英治委員と岩井和男委員にご協力いただき、現地にて農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

日程第4 第32号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第4第32号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号8番から10番の3件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田9,177㎡です。

受付番号8、9の相続人 ●●様については、昨年10月に亡くなられた父 ●●様、12月に亡くなられた母 ●●様のお二人がそれぞれ持分の2分の1ずつ所有していた土地を相続しています。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

日程第5 報告第6号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第5報告第6号専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号27から28の2件です。転用行為別にみますと、共同住宅建築が1件、住宅の建築が1件です。面積は、田397㎡、畑91㎡の合計488㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号37から42の6件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が2件、分譲住宅の建築が2件、分譲宅地用地が1件、店舗付住宅が1件です。面積は、田396㎡、畑778㎡の合計1,174㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号58から70の13件です。解約事由別にみますと、売却するため11件、他者に賃貸しするため2件です。面積は、田13,018㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、7の1件です。昭和50年4月1日に倉庫を新築、平成2年5月に増築し、倉庫として利用しています。面積は、畑371㎡となっております。

最後に、事業計画変更についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号3の1件です。変更事由としましては、隣地で新たに施工予定の採掘場と一体で利用するため。また、同時に許可期限を延長するためです。面積は、変更前田4,529㎡、変更後田7,153㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

#### 1、除外申出に係る27号計画の策定について

上記について曾我主査から次のとおり説明があった。

「安城市の農業の振興に関する計画調書」をご覧ください。この調書に記載してあるのは、この後の議事「農用地利用計画変更申出」にも記載のある、先月2

2日付で出されました農用地利用計画変更除外申出の中の一部です。

本申出地につきましては、現在施工中の県営かんがい排水事業明治用水西井筋地区の受益地となっておりますが、この事業は既存の排水路の補修や能力の向上等を図るものであり、その受益地内の土地を農用地区域から除外したとしても、事業そのものへの影響は小さいと考えられております。

ただし、法令上の規制としてその事業の完了後、8年を経過しないうちは原則として受益地内の土地を農用地区域から除外することはできないとなっております。そのため、除外転用によってその土地に設けられる施設が、地域の農業の振興に寄与したり、農村集落の維持拡大に寄与したりすると認められる場合、農用地区域から除外することができるようになっております。

今回の案件は2件とも、農村集落の維持拡大をもたらす効果があり、地域の農業の振興に寄与すると考えられます。この市の計画というのは根拠法令の条文から27号計画と呼ばれており、農業委員会の意見を聞いたうえで定めることとされておりますので、本日提案させて頂いております。説明は以上でございますので、ご承認頂きますようよろしくお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

## 2、農用地利用計画変更申出について

上記について曾我主査から次のとおり説明があった。

こちらの農用地利用計画変更申出総括表をご覧ください。これは令和5年5月に申出のありました農用地利用計画の変更申出の総括表となっております。

今回の申出の内訳は、農用地区域からの編入が1件、除外が15件の合計18、103.03㎡でした。

除外の目的別に見ますと、分家住宅の建築が6件、駐車場用地が2件、資材置場が1件、自動車整備工場及び駐車場が1件、住宅敷地の拡張が3件、資材置場の拡張が1件、粘土集積場の拡張が1件の合計15件の申し出となっております。

1000㎡以上の案件につきましては当日配布資料の協議依頼事項、農用地利用計画変更申出についての関連資料に記載しておりますので、場所の確認をお願いします。

なお、現地調査につきましては、6月13日に岩井和男委員と都築英治委員にお願いし、実施いたしました。

これらの案件については、本委員会でご了承いただくことができましたら、愛知県知事との事前協議の手続に移らせていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### 3、農地所有適格法人の事業状況等の報告について

上記について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1 ページ、資料 1 をご覧ください。農地法第 6 条第 1 項の規定により、農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に農業委員会へ経営状況等を報告することになっています。

また、農業委員会はその報告を受け、その法人が農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人の 4 つの要件である、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を満たしているか、及び満たさなくなるおそれがないかについて確認する必要があります。

では、一覧表の下部の※ 1 から※ 4 までをご覧ください。

まず、1 ですが、法人の形態としては、非公開の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社又は農事組合法人でなければなりません。

次に、2、事業要件としては、売上高の過半が農業によるものであることが必要です。

そして、3、構成員の要件としては、農業常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協などの議決権が、総議決権の 1 / 2 を超えていることが必要です。

最後に 4、役員要件としては、役員の過半が農業の常時従事者であり、役員又は重要な使用人のうち、1 人以上が農作業に従事していることとございます。

そして、報告のあった市内 8 法人について、提出された報告書のこれら 4 要件を確認し、まとめたものが表のとおりであります。結果としてすべて要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

なお、この農地法第 6 条第 1 項の規定というのは、あくまでその法人が農地の権利を持つ資格があるかどうかを農業委員会が定期的に審査するための規定です。したがって、農地所有適格法人に該当する者であっても、現在は農地を所有しておらず、また、借りてもないものについては、今年度の報告の対象とはなりませんので、この表には記載してございません。

この件につきましては、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1、前期粘土採掘場の現地調査結果について

2ページ、資料2をご覧ください。

こちらは、去る6月8日（木）に実施しました現地調査の結果報告でございます。

その結果ですが、まず工事の状況につきましては、5の（1）のとおり施工中が11か所ございました。

次に、指導内容は（2）にありますように、イ道路・水路の保全状況が2件、ウ災害防止対策の実施状況が2件、エ周辺農地への影響が1件、カその他として許可証の記載が不鮮明が1件、となっております。詳細は4ページに、その現場写真は5ページから8ページに示させていただいております。

これらの内容は、各施工業者に対し、既に口頭で連絡し指導しておりますが、6月下旬に文書にて是正指導をする予定をしております。

この件については、以上でございます。

2、生産緑地の買取希望者の調査結果について

資料はございませんが、先月の定例会におきまして、市に買取申出のありました●●町の生産緑地につきまして、買取希望者の調査をお願いさせていただきましたが、その結果、買取りを希望される方は、みえませんでしたので、その旨の報告をさせていただきます。

3、システム変更に伴う議案書の様式等の変更について

現在、事務局の農地情報を管理するシステムを、この7月に国が管理する農業委員会サポートシステムに移行することを予定しております。

9ページ、資料3は、3条許可申請に係る議案書様式を例として添付しておりますが、従来の議案書としてお示しした様式と異なりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。また、3条に限らず4条、5条等も様式の変更が生じます。再任され、7月以降に、継続して委員をお願いする方におかれましては、7月定例会にて事前送付する資料がいつもの様式と異なりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

4、農業委員会親睦会（仮）会計報告について

資料10ページ4をご覧ください。

この件は本来、会計期間後に報告事項とするものですが、今年度につきまして

は、本日が現委員の皆様が出席される最後の会議となりますので、昨年7月20日から本日までの約11カ月の親睦会の収支状況を仮報告させていただきます。

まず、収入の部につきましては、「前期からの繰越金」が466万円余り、「報酬からの積立」は、昨年の7月から今年の5月までの11カ月分として231万円でございます。その他「利子」として38円でございます。

対する、支出の部につきましては、「慶弔見舞金等」が9万5,500円、「公務災害共済掛金」が8万4,000円、「還付」として、昨年の夏に地区懇親会の実施等のため、各委員に還付した10,000円の合計42万円を計上しております。

なお、本日以降の収支見込みとしましては、収入としては、6月の積立分が、支出としては、本日の懇親会に係る費用が見込まれております。

会計期間が終了した後に監査をしていただき、収支で差引額が生じる場合には、皆様の報酬等の振込口座にお返しをさせていただく予定でございます。返金については、8月の初旬までにはお返ししたいと考えております。

5、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う引継等について  
11ページをご覧ください。

始めに、今期で退任される皆様への連絡とお願いを順に申し上げます。

まず(1)、身分証の返却についてです。両委員の身分証につきましては、任期満了日の翌日の7月20日から、7月末日までを目途に事務局へご返却くださいますようお願いいたします。

次に、(2)ですが、身分証以外の物品についてです。具体的には、バッジ、キャップ等ですが返却していただく必要はございません。

続いて(3)、7月分活動記録簿につきましては、7月19日までの記録をご記入の上、7月末日を目途に事務局にご提出くださいますようお願いいたします。

次に(4)ですが、事務局でお預かりしている認印につきましては、身分証を返却していただくときにお返しいたします。

続いて(5)、全国農業新聞につきましては、8月以降も購読を希望される方は、口頭でも結構ですので、その旨を今月末までに事務局へお申出ください。ただし、8月以降の購読料は自己負担となりますので、この点をご理解の上で継続をお願いします。また、お申出がなかった方につきましては、購読契約を7月末で終了させていただきますので、ご了承ください。

そして、最後に、(6)後任の方への事務引継について、ということで、これは特に推進委員の皆様から後任の方への引継をお願いしたいこととさせていただきます。

まずアで、意見書の記入に関する地区の慣例や慣習、です。本市で転用などの申請の際に求めている意見書については、7月20日の研修会で、事務局から一

一般的な運用についての説明はさせていただきますが、皆様からもこうしたことを含め、後任の方に引継と助言などをお願いできればと思います。なお、意見書の記入につきましては、7月19日までは現推進委員、20日以降は新しい推進委員が行うこととなりますので、事務局の窓口でもそのように説明をさせていただきます。

次に、イで、担当地区の不耕作地及び違反転用農地に関する情報など、農地パトロールに従事するに当たって留意すべき事項、です。担当地区のある26人の推進委員の方の、農地パトロールにおける担当区域の割当てにつきましては、後任の方にそのまま引き継ぐとお考えください。したがって、懸案事項などがございましたら、先ほどの意見書の場合と同様に後任の方への助言等をお願いできればと思います。

次に、2、再任予定の方へのお願いでございますが、身分証は来期用のものに更新いたしますので、今期使用しているものは、任期満了後に事務局へお返しください。

それから最後に、来期に農業委員をお務めいただく予定の8名の方には、別の資料をお手元にお配りいたしました。これは、先日、日程調整にご協力をいただきました、新体制への移行に向けた打合せ会に関する通知文でございますが、開催日が7月12日に決定しましたので、お忙しいところ恐れ入りますが、ご出席をお願いいたします。

## 6、愛知県農業会議通常総会

6月27日（火）に、名古屋市で開催が予定されております。会長、事務局課長が出席する予定です。

## 7、次回予定

7月20日以降は、新体制にて実施いたします。

まず、（1）農業委員会総会についてですが、新体制の始まりに当たっての総会及び研修会を、7月20日（木）の午後に開催いたしますので、ご予定をいただきますようお願いいたします。詳細につきましては、改めてお知らせいたします。

次に、定例会でございますが、7月24日（月）の午後1時30分から運営委員会、午後2時30分から定例会、午後3時30分から研修会を予定しております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後4時40分、議長は閉会を宣する。